

様式1

福祉サービス第三者評価結果報告書
【児童福祉分野（保育所）】

【受審施設・事業所情報】

事業所名称	中崎町かいせい保育園	
運営法人名称	株式会社成学社	
福祉サービスの種別	保育所	
代表者氏名	園長 藤久保 則子	
定員（利用人数）	81 名	
事業所所在地	〒 530-0015 大阪府大阪市北区中崎西1丁目7番39号	
電話番号	06 - 6131 - 5551	
FAX番号	06 - 6131 - 5581	
ホームページアドレス	https://hoiku.kaisei-group.co.jp	
電子メールアドレス	kh_nakazakichou@kaisei-group.co.jp	
事業開始年月日	平成29年4月1日	
職員・従業員数※	正規 13 名	非正規 6 名
専門職員※	保育士：12名 栄養士：2名 子育て支援員：2名 事務員：1名	
施設・設備の概要※	[居室]	
	[設備等] 乳児室：1室 ほふく室：1室 保育室：3室 調理室：1室 職員室（事務室）：1室	

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

【第三者評価の受審状況】

受審回数	0 回
前回の受審時期	年度

【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

評価結果公表に関する事業所の同意の有無	有
---------------------	---

【理念・基本方針】

【理念】

未来を担う子どもたちが生まれながらに持っている素晴らしい力を育むことに喜びを感じ、子どもの最善の利益を最優先としながら、笑顔と元気が溢れる園を創造します。

【基本方針】

- ・ 安定した生活リズムを確率し、自我の芽生えを助けること。
- ・ 心も身体も沢山使って遊ぶ楽しさの中で、自立心・社会性・協調性を育むこと。
- ・ いろいろな分野で、五感を通して自然な形で興味や好奇心を育むこと。

【施設・事業所の特徴的な取組】

【施設の特徴的な取組】

一人一人を大切に丁寧な保育をし、子どもが主体的に考えて動ける子どもの育成を目指しています。子どもは自分で考える力、周りの状況を見て判断する力、自分たちで解決する力を持っています。それらの力を引き出し、発揮できるように、保育内容、大人の関わり方を工夫し保育をしています。

乳児保育では、家庭から初めて離れて過ごす保育園が、第2のおうちのように育児を担当する保育士を決めて、一人一人の子どもにあった適切な援助を行い、惜しみない愛情を注ぐことで愛着関係を形成し、自己肯定感を育てていくように、育児担当保育をしています。

幼児保育では、異年齢（3歳児、4歳児、5歳児）で生活をし、人とのかかわり方、思いの伝え方、遊びのルール、社会の仕組みなど自分で考えたり、友達と相談しながら生き生きと主体的に遊べる子どもを育成しています。自分が考えたことを言葉で表現し、それを大人も子どももお互いに尊重しあえるような、人間関係を育成しています。また、異年齢で過ごすことで、年上の子は下の子へいたわりの気持ちが芽生え、年下の子は年上の子に憧れたり自然ときょうだいのような関係で心が育っていきます。知育活動、体育活動も行っており、知育（知識）、心育（心）、体育（身体）ともにバランスのとれた子どもの育成を目指しています。

【臨時講師による知能開発保育】

3, 4, 5歳児：<かいせいピグマリオン><英会話><体育指導> 4,
5歳児：<スイミング>

【評価機関情報】

第三者評価機関名	一般社団法人ぱ・まる
大阪府認証番号	270052
評価実施期間	令和3年9月1日～令和4年2月28日
評価決定年月日	令和4年2月28日
評価調査者（役割）	26（運営管理委員） 1901C032（運営管理・専門職委員） （ ） （ ） （ ）

【総評】

◆評価機関総合コメント

理念である「未来を担う子どもたちが生まれながらに持っている素晴らしい力を育むことに喜びを感じ、子どもの最善の利益を最優先としながら、笑顔と元気が溢れる園を創造します。」の実現のため、子ども自身の、自分で考える力、まわりの状況を判断する力を尊重し、その力を引き出せるように配慮し、子どもの主体性の育成に取り組まれています。一人一人の生活リズムを把握し、情緒の安定、生活主幹の自立、運動機能の発達を促すことを大切にされています。育児担当制の採用で、子どもが安心できる大人との関係性構築を図れるよう努められています。主体的な活動を行えるよう、一人一人の子どもの個性や発達を把握し、言葉がけや環境作りによって、のびのびと自己表現出来るよう配慮されています。

◆特に評価の高い点

【個の尊重】

子ども一人一人に向き合う保育に取り組まれており、子ども自身のリズムにあわせた養育教育に努められています。丁寧に向き合い、子どもの自主性、主体性を大切に育てていく保育に配慮されています。

◆改善を求められる点

【利用者意向の尊重】

計画の立案における利用者の意向を定期的に確認し、計画に明示することによって保護者等が求める保育に繋がるかと思われます。定期的な仕組みとして、利用者満足度の向上に繋がる体制の整備が望まれます。

【計画と記録の拡充】

保育指針に定められる見通しを持った計画に沿う月次の個別支援計画立案が求められます。また、全体的な計画に基づく各領域や事業の具体的な計画に沿った個別支援計画となるよう、関連性がわかりやすい計画の立案工夫が望まれます。計画を評価見直しする材料となり得る、計画との連続性がある記録体系の拡充が求められます。

◆第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

開園して5年目となり、第三者評価を受審することとなって、職員全員で自己評価をしました。5年の間に職員が入れ替わるなど細部にわたって情報共有が出来ていないことや、職員が知らない等、新たに課題が見つかりました。現在あるマニュアルの確認や職員間で共有するとか、誰が実施したのか名前を明記する等、今後の改善の機会となりました。また、開園当初から「保護者に信頼される保育園」「第二のおうち」を目指してきましたが、ここ二年は、コロナ禍が続いた中で、保護者サービスという点で低下したように感じます。今後は、保護者の思いを聴きながら、今より更に良い保育が出来るよう職員一丸となって信頼が得られる保育園を目指して、取り組んでいきたいと思っております。

◆第三者評価結果

・別紙「第三者評価結果」を参照

第三者評価結果

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

		評価結果
Ⅰ-1 理念・基本方針		
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
Ⅰ-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
(コメント)	パンフレット、ホームページ等にて公表されており、入園児に配布する資料の中で、狙いを記載し、実際の保育の様子を画像を取り入れて表したものを配布し、説明されています。保護者向けの説明に向け、職員間で内容を確認し、共通認識を持てるように取り組まれています。	

		評価結果
Ⅰ-2 経営状況の把握		
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
Ⅰ-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
(コメント)	法人全体として、事業動向の分析が行われ、毎月行われる園長会にて、課題や経営状況等の情報共有が行われています。地域福祉の策定動向や内容に対する、園としての把握取組等の拡充が望まれます。	
Ⅰ-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
(コメント)	法人として経営環境や組織管理が行われており、内容は毎月の園長会で共有されています。園長会の内容は、各職員に報告共有されており、各職員からの意見等があれば、法人に向けて上申されています。	

		評価結果
Ⅰ-3 事業計画の策定		
Ⅰ-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
Ⅰ-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
(コメント)	法人の保育事業中長期計画が策定されています。園としての、各事業分野ごとの中長期計画が策定されています。収支計画については、法人全体の計画として策定されています。中長期計画に対する進捗状況の確認と評価が行われています。仕組みとしての定期的な評価見直しの拡充が望まれます。	
Ⅰ-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
(コメント)	法人統一の事業計画が策定されています。全体的な計画に基づく、園としての具体的な計画の拡充が望まれます。	

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
(コメント)	事業計画に対する、振り返りや課題等の話し合いが職員間の会議等で行われています。定期的な評価見直しの手順の拡充が望まれます。	
I-3-(2)-②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
(コメント)	事業計画をわかりやすく伝えるための工夫の拡充が望まれます。	

		評価結果
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
(コメント)	年2回各職員の自己評価が行われ、自己評価に基づいた話し合い面談が行われています。評価結果を分析・検討する仕組みの拡充が望まれます。	
I-4-(1)-②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
(コメント)	評価結果に対する、個別の課題等については、各職員との話し合いの上で、解決に向けた取組に繋がられています。評価結果に基づく、課題を全体として改善していく取組や仕組みの拡充が望まれます。	

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

		評価結果
Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ		
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
(コメント)	職員に対しては、定期的の方針や取組が示されています。配付資料や広報誌等への掲載等の取組拡充が望まれます。	
Ⅱ-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
(コメント)	法人としての研修体制が確立されており、情報の共有が図られています。職員に対する継続したコンプライアンスに関する具体的な取組の拡充が望まれます。	
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ-1-(2)-①	保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	年2回の職員自己評価、面談を通じて、職員個々の現状把握と改善への話し合いが行われています。施設全体としては、リーダー主体の話し合いで検討されています。質の向上に対する、話し合いの場や、その活用を、明確な仕組みとしての確立することが望まれます。	

II-1-(2)-②	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	経営については法人全体で検討され、園長会で共有されています。園内での、業務の実効性を高めるための体制拡充が望まれます。	

	評価結果
--	-------------

II-2 福祉人材の確保・育成		
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
II-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
(コメント)	法人の保育部門中長期計画に人材計画が示されています。法人の研修計画に沿った人材育成が行われています。法人として、求人イベントへの参加や情報サイトの活用によって人材確保に努められています。	
II-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	b
(コメント)	法人の仕組みとして、キャリアアップ制度が構築されており、年2回の面談評価で、職員能力の把握に努められています。職員がよりわかりやすい仕組みの工夫、把握した職員の意向・意見や評価分析の取り纏めから改善へと繋げる仕組みの拡充が望まれます。	
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
(コメント)	産業医や弁護士への相談が可能です。定期的な産業医の面談によって、職員の心身の状態チェックが行われています。年2回の面談時に、職員が個別に意見意向を述べる機会が確保されています。ワークライフバランスに配慮した勤務体系に留意されています。コンプライアンスアンケートの実施により、ハラスメントの防止・把握に努められています。職員同士が言いやすい雰囲気、お互いが話しやすい環境作りに努められています。日々、情報共有や雑談を行える場を設けており、意見や報告をしやすい施設を心がけられています。法人全体として、これらの取り組みの中で把握された課題や改善点について取りまとめ、計画に反映される仕組みの拡充が望まれます。	
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
(コメント)	年2回の職員面談時に、職員の自己評価を基に評価が行われており、同時に半期の目標設定、前回目標の振り返りが行われています。目標は職員自身が設定し目標、達成度等についての話し合いが行われています。目標と自己評価を基に、職員個々にあわせたアドバイスや課題の抽出、向上に向けた取組へと繋がられています。	
II-2-(3)-②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
(コメント)	全体研修、担当者別研修、公開保育、園内研修、キャリアアップ研修が計画的に行われています。行政主催等の研修に随時参加されています。計画に対する評価見直し、研修内容やカリキュラムの評価見直しの、定型的整備が望まれます。	
II-2-(3)-③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
(コメント)	職員の希望も踏まえた積極的な外部研修への参加に努められています。職員個々のスキル習得状況、研修歴、年2回の職員評価、研修成果の評価分析等を踏まえた、研修計画の策定が望まれます。	

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-①	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
(コメント)	実習受入に関するマニュアルが策定されています。実習内容、専門職種の特性に配慮したプログラム、指導者に対する研修等の拡充が望まれます。	

		評価結果
II-3 運営の透明性の確保		
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
(コメント)	理念・基本方針・保育の内容・苦情解決の仕組みについては、ホームページ上でも公表されています。動画を用いた園の様子も公開されています。園毎のブログも公開されており、園での出来事や行事等が紹介されています。財務状況等については、法人がジャスダック上場企業であるため、上場企業に求められる内容が監査状況含め、法人として公表されています。意見や相談等に関する内容や、それらに基づいた改善内容、新たな取り組み等の、公表拡充が望まれます。地域に向けた情報発信強化が望まれます。	
II-3-(1)-②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
(コメント)	法人規程による事務・経理・取引が行われています。大部分は法人本部一括で処理・対応されますが、園で対応が必要な物は、書式・様式等が定められており、それらに沿った運用が為されています。株式上場企業であるため、公認会計士による財務監査が行われています。内部監査は定期と不定期で年1回以上実施されています。園個別の指導指摘事項等による改善の取組拡充が望まれます。	

		評価結果
II-4 地域との交流、地域貢献		
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
(コメント)	地域行事への参加、園で行う行事への地域からの参画が行われています。また地域へのボランティア活動にも取り込まれており、地域との良好な関係性の構築に努められています。	
II-4-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
(コメント)	ボランティア受入マニュアルが整備されています。地域の学校からの体験協力等に参画されています。ボランティアや学校教育との基本姿勢の明示、マニュアル等の整備拡充が望まれます。	
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
(コメント)	区が発行している区内の社会資源、関係機関リストを基に、情報共有が図られています。	

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
II-4-(3)-①	地域福祉のニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
(コメント)	園のイベント等への地域参加を勧められています。地域イベントへ職員が参加し、子育て相談等に対応されています。地域の災害訓練への参画、園の災害訓練への地域協力等が行われています。災害時における地域との役割分担等の明文化が望まれます。	
II-4-(3)-②	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
(コメント)	地域への園庭開放、地域の子育て親子イベントでの相談対応等が行われています。地域ニーズを踏まえた活動の拡充が望まれます。	

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

		評価結果
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-①	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
(コメント)	人権擁護についてのセルフケアチェックが実施されており、職員自身が支援の内容を振り返り、権利擁護を意識出来るように配慮されています。子どもの意思を尊重最多保育の提供について、職員間で話し合う機会が確保されています。保護者に対する、子どもの人権、文化の相違、相互尊重の方針明示、保護者理解の促進拡充が望まれます。	
Ⅲ-1-(1)-②	子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	b
(コメント)	排泄支援や着衣支援等で、子どものプライバシーを尊重した支援の提供に努められています。プライバシー全般について、マニュアル内での位置づけや体系化の整備拡充が望まれます。	
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
(コメント)	ホームページやブログでの情報提供で、園の様子や、園の方針等が公表されています。画像や動画を活用することによって、雰囲気等が伝わりやすいよう配慮されています。リーフレットを作成されており、保護者等への配布が為されています。わかりやすく伝える工夫の拡充が望まれます。	
Ⅲ-1-(2)-②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b
(コメント)	園見学は、積極的に受け入れており、園独自の冊子を用いて、わかりやすく支援の内容を伝えられています。配慮が必要な保護者への個別対応は職員間で協力しながら対応に努められています。配慮が必要な保護者への説明ルール of 拡充、明確化が望まれます。	
Ⅲ-1-(2)-③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
(コメント)	必要に応じた記録の送付には対応されています。利用施設変更時の、様式・手順の整備拡充が望まれます。	

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。

Ⅲ-1-(3)-①	利用者満足の上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
(コメント)	年2回の個人懇談、年2回の保育参観、年1～2回のクラス懇談時を活用し、満足向上に繋げられる情報収集に努められています。子どもと保護者等の満足向上させることが出来る、意見や意向を把握する仕組みの拡充が望まれます。	

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

Ⅲ-1-(4)-①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
(コメント)	苦情解決の流れがわかりやすく図示されたものがホームページでも公表されています。重要事項説明書にも明記され、説明同意を得られています。	
Ⅲ-1-(4)-②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
(コメント)	年2回の個人懇談、年2回の保育参観、年1～2回のクラス懇談時、送迎時の会話、連絡帳、行事等の際に行われるアンケート等を基に、相談や意見を聴取できるように努められています。会話の中で保護者等の主訴を引き出しやすいよう配慮されています。相談先等は、電話、メール等複数手段の掲示があります。苦情・意見・相談等を、一体的に受理し判断処理していく仕組みの拡充が望まれます。	
Ⅲ-1-(4)-③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
(コメント)	持ち込まれた相談や意見については、都度、職員間で連携しながら対応されています。能動的に相談や意見を拾い上げる取組の拡充、苦情・意見・相談等を、一体的に受理し判断処理していく仕組みの拡充が望まれます。	

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

Ⅲ-1-(5)-①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
(コメント)	災害、台風、不審者、感染症、事故、負傷等についての対応マニュアルが設置されています。ヒヤリハットの取組によって、リスク検討が行われています。設備備品の安全管理、リスクマネジメントに対する定期的な評価見直しの取組拡充が望まれます。	
Ⅲ-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
(コメント)	感染症毎の対応マニュアルが設置されています。衛生管理マニュアルに、感染症拡大予防の内容があります。昨今の状況下において、コロナ対策に特化しがちですが、感染症全般の予防に関する手順等の整理拡充、明瞭化が望まれます。また、予防と拡散防止の観点からも、感染症全般に関する保護者への情報提供拡充が望まれます。	
Ⅲ-1-(5)-③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
(コメント)	飲料水、食品、粉ミルク、オムツ等消耗品、約3日分の備蓄が用意され、管理者が定められリスト化されています。火災、地震、台風に対するマニュアルが設置されています。保護者、開園時間外の発生した災害時の子どもと保護者等安否確認の手法拡充、災害等発生時等緊急事態における事業継続計画（Business Continuity Planning）の策定拡充、災害時の地域連携策定が望まれます。	

		評価結果
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保		
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-①	保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a
(コメント)	法人統一のマニュアル、保育施設の種別毎の支援マニュアルが整備されています。年2回の職員自己評価と面談によって、適切な支援が提供されているか確認されています。法人統一マニュアルには、法人としての理念・基本方針、保育に対する考え方等も示されており、子どもの尊重も明文化されています。	
Ⅲ-2-(1)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
(コメント)	職員や保護者等からの意見を基に、園長会等で、必要に応じた標準的な実施方法の評価見直しが行われています。定期的な仕組みとしての、評価見直しに対する取組が望まれます。	
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-①	アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	b
(コメント)	年度当初あるいは入園児に、子どもの発達発育状況を主体としたアセスメントが行われています。配慮等が必要なケースでは、関係機関との連携も踏まえ、職員全体で話し合われて計画の策定に繋がられています。保護者等の意向、具体的なニーズを明示し、それらを踏まえた上で、発達発育の状況に照らし合わせ、保育指針に定められる見通しを持った個別支援計画の策定を行う事が望まれます。	
Ⅲ-2-(2)-②	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
(コメント)	月単位の個別支援計画を。毎月順次策定されています。当月の計画に対する評価結果を踏まえ、次月の計画に繋げるプロセスの明瞭化、年間の見通しをもった計画に基づいた月計画の策定を体系的に整備拡充することが望まれます。	
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-①	子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
(コメント)	生活状況と出来事を主体とし、体調変化や発達変化を特記化した記録が作成されています。日々の状況は職員間での記録と話し合いによって共有されています。個別支援計画に対する記録の整備拡充が望まれます。	
Ⅲ-2-(3)-②	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
(コメント)	漏洩防止等に配慮した個人情報等の保管、管理に努められています。令和2年改正令和4年4月1日施行の個人情報保護法に準拠した、個人情報保護規程、個人情報取扱規程、同意書、プライバシーポリシー、重要事項説明書、文書管理規程等、関連する規程・書類・様式・書式等の整備改訂、並びにそれらの保護者等への説明同意が望まれます。	

児童福祉分野【保育所】の内容評価基準

		評価結果
A-1 保育内容		
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
A-1-(1)-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	b
(コメント)	法人の保育理念、基本方針を踏まえた、全体的な計画の策定に努められています。策定にあたっては、職員の意見を踏まえた上で編成されています。全体的な計画を踏まえた、各部門等の具体的な計画との連続性明瞭化、定期的な評価の仕組みとしての確立が望まれます。	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
(コメント)	室内の換気、温度、湿度管理に留意されています。マニュアルに沿った、設備、玩具等の衛生管理に努められています。おもちゃの配置を固定し、いつでも取り出せるように配置されています。	
A-1-(2)-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
(コメント)	一人一人の子どもを尊重し、発達発育にあわせた支援の提供に努められています。子どもに向き合い寄り添う支援の提供に配慮されています。	
A-1-(2)-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	a
(コメント)	個々の子どもにあわせた日課を繰り返すことで、生活習慣の習得に繋がるよう努められています。子どものペースにあわせ、余裕を持った関わりが配慮されています。	
A-1-(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
(コメント)	子ども自身の、自分で考える力、まわりの状況を判断する力を尊重し、その力を引き出せるように配慮し、子どもの主体性の育成に取り組まれています。散歩時には、交通ルールを覚えられるよう配慮し、公園等では他の子どもとの関わりによって、社会性と協調性を育めるよう努められています。園庭で野菜作りを行う等、自然と触れあう機会の創出を心がけられています。	
A-1-(2)-⑤	乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	一人一人の生活リズムを把握し、情緒の安定、生活主幹の自立、運動機能の発達を促すことを大切にされています。育児担当制の採用で、子どもが安心できる大人との関係性構築を図れるよう努められています。活動の動線に配慮した什器備品の配置が行われています。	
A-1-(2)-⑥	3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	主体的な活動を行えるよう、一人一人の子どもの個性や発達を把握し、言葉かけや環境作りによって、のびのびと自己表現出来るよう配慮されています。子どもの気持ちを受け止め否定せずに関われるよう留意されています。	

A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
(コメント)	3歳以上児には異年齢保育が実施されています。異なる年齢の子どもが一緒にいることで、それぞれの年齢層や個々の子どもに役割分担が生まれ、責任感、社会性、協調性を育めるよう努められています。それぞれの年齢層と一緒にいる他の子どもから学び、刺激を受け、影響を受けることによって、異年齢保育ならではの発達発育養育教育に繋がるよう配慮されています。子どもの育ちや取り組んできた共同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮の拡充が望まれます。	
A-1-(2)-⑧	障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
(コメント)	障がい内容の把握に努め、障がい特性に合わせた支援の提供に繋がるよう努められています。個別支援計画に対する記録の拡充、保護者支援の拡充、クラスの指導計画の中での要配慮の位置付けの明確化が望まれます。	
A-1-(2)-⑨	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	在園数を考慮した保育室の使用と合同保育への切替が行われています。申し送りノートによって、保護者に伝える内容が共有されています。ゆっくりとした関わりを持てるよう配慮されています。	
A-1-(2)-⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	b
(コメント)	年齢別の活動時間を確保し、就学に向けた養育と教育が行われています。個人懇談やクラス懇談時に保護者へ見通しを持てる働きかけに取り組まれています。いずれも計画としての位置づけの明瞭化拡充が望まれます。	
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-①	子どもの健康管理を適切に行っている。	b
(コメント)	健康管理マニュアルにより、体調の変化や異常の発見のポイント、感染症発症時の特徴等が示されています。既往症や予防接種の更新を、常に必要な情報として得られる仕組みの拡充が望まれます。	
A-1-(3)-②	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	b
(コメント)	健診の記録は保護者に配布され共有されています。健診結果を保健計画に反映される仕組みの拡充が望まれます。	
A-1-(3)-③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	b
(コメント)	アレルギー対応マニュアルが策定されており、園としての基本的な考え方や取組内容等が示されています。受入の手順や留意事項、チェック体制等もマニュアル内に網羅されています。他の子どもたちとの相違への配慮、他の子どもや保護者に対するアレルギーへの理解促進等の取組拡充が望まれます。	
A-1-(4) 食事		
A-1-(4)-①	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
(コメント)	幼児クラスでは、毎月クッキングを行い、食に対する興味と楽しみを得られるように努められています。食べる事が苦にならないよう食事の形態や摂食量に配慮し、一人一人にあわせた食の提供が配慮されています。園で育てた野菜を食べることで、食への楽しみに繋がられています。	

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
(コメント) 手作りの蒸しパン等、子どもが喜んで食べられる為の工夫に取り組まれています。郷土料理や行事食等の提供が行われています。子どもの嗜好を把握し、食が苦にならないよう配慮した配膳量や形態に調整されています。	

	評価結果
--	-------------

A-2 子育て支援	
A-2-(1) 家庭との緊密な連携	
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	b
(コメント) 連絡帳や送迎時の会話によって、コミュニケーションの促進を図り、家庭との連携に繋がるよう努められています。個人懇談の機会を設け、保護者との意思疎通情報共有を推進できるよう配慮されています。支援に対する保護者等の意向や、相談内容等の記録と、それらを個別支援計画に反映させるプロセスの拡充が望まれます。特に3歳以上については家庭との日常的な情報交換拡充が望まれます。	
A-2-(2) 保護者等の支援	
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	b
(コメント) 送迎時の会話や連絡帳によって、信頼関係の構築が出来るよう努められています。保護者の様子に違和感があった場合には、声かけをしたり、様子をうかがうなど職員間での情報共有も行いながら、相談や困り事の解決に繋がるよう配慮されています。何気ない会話や連絡帳の記載から、その背景を推測し、早期の適切な支援の提供が出来る仕組みの拡充が望まれます。相談内容等も含め、適切に記録が残り、かつそれらが情報として共有され個別支援計画にも繋がる仕組みの確立が望まれます。	
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
(コメント) 虐待発見時の手順と、フローチャートが設置されています。保護者の様子の違和感には特に留意し、ストレスや悩みを大きく抱え込む前に支援できるよう配慮されています。	

	評価結果
--	-------------

A-3 保育の質の向上	
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
(コメント) 年2回、職員自身が自己評価を行い、それを基に面談が実施されています。面談時には、自己評価に対する課題やそれらを踏まえた半期の職員自身が考える目標設定が行われ、次回面談時には、目標に対する達成度の確認や振り返りが行われています。職員の自己評価結果を集約し、園としての共通の課題や、優先して改善していく事項の洗い出しなど、園全体の向上に繋がる取組の拡充が望まれます。	

		評価結果
A-4 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1) 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1)-①	体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいる。	a
(コメント)	職員間の連携で不適切な対応に繋がらないよう努められています。不適切な対応へと繋がりやすい気になる言葉がけについて、園内で基本的な考え方が統一され、相互チェックによって注意を促し、不適切な対応へ繋がる事がないよう、心がけられています。	

利用者(子ども)への聞き取り等の結果

調査の概要

調査対象者	
調査対象者数	人
調査方法	

利用者への聞き取り等の結果（概要）

コロナ禍の制限下において、感染症対策も踏まえ、利用者への直接聞き取り調査は、今回実施しておりません。

利用者(保護者)への聞き取り等の結果

調査の概要

調査対象者	利用中の全ての保護者等
調査対象者数	回収数 52 人
調査方法	全ての利用者家族等に、アンケート用紙と返信用封筒を配布。返信用封筒は、切手不要の料金受取人払いで、評価機関宛直接返送されるものである。

利用者への聞き取り等の結果（概要）

アンケートの設問は、大阪府参考様式の項目を、配布実施しました。

【回答内容より推測される傾向】

- ・保育士等との関係性は、アットホームで良好であるという印象を持たれているようです。
- ・コロナ禍の制限下において、様々な制約もあるためと思われますが、園での普段の様子等の情報提供拡充を望む声がありました。

【利用者自由記述内容抜粋】

自主性を大事にしている。 教育の環境が整っている。
保育参観で子どもへの理解を深められた。 連絡帳の一日の様子の記載が詳しい。
子ども同士でのコミュニケーションが豊か。 先生と子どものちょうどいい距離感。
異年齢保育で上の年齢の子がお手本を見せてくれたりお世話してくれる。
個々に合わせた保育。 みんながフレンドリー。
もっと子どもの普段の様子が分かるビデオ配信のようなツールがあれば嬉しい。

【総括】

3才未満児については、細やかな情報提供が図られ、園と保護者の連携した子育てに繋がっている様子が見受けられました。
3歳児以上の子どもについては、コロナ禍の様々な制約もあるためか、日常の様子や、発育、発達にかかる情報提供の拡充を望む声が見受けられました。
園の職員間では当たり前と思われていることが、保護者にとっては未知であり、新鮮であり、不思議な事なので、丁寧な説明と情報提供の拡充が望まれるかと思われます。今回アンケートで得られた保護者等の意見を基に、情報提供や保護者の意向把握の拡充に繋げて頂きたいです。

福祉サービス第三者評価結果報告書【受審施設・事業所情報】 における項目の定義等について

①【職員・従業員数】

●以下の項目について、雇用形態（施設・事業所における呼称による分類）による区分で記載しています。

▶正規の職員・従業員

・一般職員や正社員などと呼ばれている人の人数。

▶非正規の職員・従業員

・パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託などと呼ばれている人の人数。

②【専門職員】

●社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、訪問介護員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、社会福祉主事、医師、薬剤師、看護師、准看護師、保健師、栄養士等の福祉・保健・医療に関するものについて、専門職名及びその人数を記載しています。

③【施設・設備の概要】

●施設・設備の概要（居室の種類、その数及び居室以外の設備等の種類、その数）について記載しています。特に、特徴的なもの、施設・事業所が利用される方等にアピールしたい居室及び設備等を優先的に記載しています。併せて、【施設・事業所の特徴的な取組】の欄にも記載している場合があります。

	例
居室	●個室、2人部屋、3人部屋、4人部屋 等
設備等	●保育室（0才児、1才児、2才児、3才児、4才児、5才児）、調乳室、洗面室、浴室、調理室、更衣室、医務室、機能訓練室、講堂 等